

①学校名:	神奈川県立保健福祉大学 大学院(公立)		②所在地:	神奈川県横須賀市平成町1-10-1			
③課程名:	保健福祉学研究科博士前期課程看護領域助産実践コース	④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	令和6年4月1日		
⑥責任者:	大学院保健福祉学研究科長 鈴木志保子		⑦定員:	保健医療福祉学研究科25名 (助産実践コースは令和6年度開設)	⑧期間:	2年間	
⑨申請する課程の目的・概要:	<p>目的:助産師国家資格取得をめざす看護師を対象に、実務家教員と実務家による講義、プレゼンテーションとグループ討議による演習、病院・助産所等での実習を通じて、助産師を養成し、助産・看護の質の向上を推進していくこと。</p> <p>概要:本学では、共通科目において、異なる専門領域の相互理解を深める総合的な教育を行い、実践を学問的に検証し、社会に発信する力を身につける。さらに、本コースでは、看護学の理論的基盤と看護の質向上の方略を学習し、さらに助産師国家試験受験資格を取得するための助産基礎教育を含む性と生殖の健康と権利を支援する助産師を育成するために、助産学実習を行う。</p>						
⑩10テーマへの該当	医療・介護	⑪履修資格:	<p>学校教育法第102条第1項、第2項及び学校教育法施行規則第155条第1項第2号、3号、第4号、第4号の2、第5号、第8号、昭和28年文部省告示第1号～第12号、並びに昭和30年文部省告示第39号第1号、第2号の何れかに該当する者で、本学が実施する入学試験に合格した者。社会人を対象としている社会人特別選抜出願資格では、社会人の学び直しの機会を積極的に提供するため、上記に加え、看護師として3年以上の実務経験を有することとし、面接試験を重視するなど必要な配慮をしている。</p>				
⑫対象とする職業の種類:	看護師						
⑬身に付けることのできる能力:	<p>(身に付けられる知識、技術、技能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産師の国家資格を得るために必要な知識・分べん介助を含む技術・態度 ・生涯にわたる性と生殖の健康と権利を支援するための必要な知識・技術・態度 ・医療・看護・助産の科学的根拠を探求・生成する知識・技術 ・チーム医療を推進するための理論、方法論に関する知識とコミュニケーション技術 			<p>(得られる能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種と連携・協働し対象者の生活や価値観に配慮した助産ケアを提供する能力 ・複雑な現代社会において人々の生活や権利を尊重できる高い倫理観をもち指導的役割を担う能力 ・助産ケアを円滑に提供するための問題解決能力とマネジメント能力 ・専門知識・技術の向上や開発を図るための論理的思考力と研究能力。 			
⑭教育課程:	<p>本学のミッションであるヒューマンサービスの具現化を目指して、大学院生全員が履修 する共通・基幹科目である「ヒューマンサービス特論・演習」必修3単位を履修する。</p> <p>保健・医療・福祉の課題に対応する能力を身につけ、多職種と連携・協働する力を修得させるために共通・連携科目「保健医療福祉行政特論」「人事管理・育成論」「コンサルテーション論」「ケアマネジメント・地域ケア特論」より6単位以上を履修する。</p> <p>研究の基礎的能力を修得するために共通・基礎科目「研究法Ⅰ・Ⅱ」より4単位を履修する。</p> <p>助産学および助産学関連領域における広く深い知識を培い、研究的な視点を修得するため、「助産学特論Ⅰ・Ⅱ」「助産学特論演習Ⅰ・Ⅱ」「助産学応用演習」9単位、および看護学領域の専門科目より4単位以上、特別研究より「看護課題研究」4単位を履修する。</p> <p>助産の基礎から高度実践能力を修得するために「助産学概論」「助産基礎特論Ⅰ・Ⅱ」「助産診断技術特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「助産実践演習Ⅰ・Ⅱ」「助産地域母子支援特論」「助産管理特論」「助産学実践実習」31単位を履修する。</p>						
⑮修了要件(修了授業時数等):	2年以上在学し、本コースが定める科目から61単位以上を取得すること。このうち看護課題研究については、必要な研究指導を受け、課題研究論文審査及び最終試験に合格すること。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	学位:修士(看護学) 資格:助産師国家試験受験資格						
⑰総授業時数:	117	単位	⑱要件該当授業時数:	104	該当要件	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:	89 %
⑳成績評価の方法:	成績評価は、プレゼンテーションやディスカッション、レポートなど、科目ごとに設定された方法により行う。技術習得の評価を要する科目は、実技試験、臨地実習評価(実習内容、実習記録、カンファレンス資料、レポート)により、評価する。授業科目においては、2/3、実習においては4/5の出席をもって、評価の対象とする。						
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。自己評価専門部会ならびに内部質保証審査会において、本プログラムの成果の検証や評価を行う。また、検証・評価結果についてはホームページにおいて公表する。						

⑳ 修了者の状況に係る効果検証の方法:	助産師国家試験の合格状況により効果を検証する。また、修了生と就業先の看護管理者から、修了生の実践活動の情報を得ることにより、効果を検証する。
㉑ 企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成)</p> <p>学内に設置するカリキュラムワーキンググループ、看護領域研究科委員会、研究科運営会議で教育課程の内容について検討する。その検討結果について企業等の意見を取り入れるため、民間企業の経営者や保健医療福祉機関等の理事長等が構成員として加わっている役員会、経営審議会、教育研究審議会(以下「役員会等」という。)で審議し必要な修正を行い教育課程を編成している。</p> <p>(自己点検・評価)</p> <p>学内に設置する自己評価専門部会並びに内部質保証推進部会において、自己点検・評価を行った後、役員会等で審議し、翌年度以降の教育課程等の改善に繋げていく。</p> <p>また、自己点検・評価を行う際には、学部の学生が実習を行っている病院、訪問介護ステーション等の所属長や現任教育担当者等が出席する実習施設連絡協議会では、現場の視点からこれからの看護職に求められる資質・能力等についてヒアリングを行い博士前期課程の自己評価・点検に資するとともに翌年度以降の教育課程の改善に繋げている。</p>
㉒ 社会人が受講しやすい工夫:	講義・演習は、平日の夜間(18時以降)、土曜、オンラインで実施する。実習は、期間を凝縮して、短期集中で行う。長期履修制度(3年間、4年間)を導入している。
㉓ ホームページ:	https://www.kuhs.ac.jp/department/graduate_school/